

地方交付税の速やかな交付を求める意見書

平成 24 年度における公債の発行の特例に関する法律案(以下「特例公債法案」という。)が、依然成立しておらず、国においては予算執行の抑制方針を表明したところであるが、地方公共団体の資金繰り等の財政運営や国民生活に支障がないよう、万全の配慮をするよう強く要望する。

理由

特例公債法案は第 180 回国会でも成立せず廃案となった。政府は 9 月 7 日の閣議において、9 月の普通交付税の支払いを延期するとともに、9 月以降の普通交付税の執行を都道府県に対し月割交付する方針を示した。

本市においてはその後、普通交付税は予定額が支払われたものの、依然として特例公債法案の成立の見通しは立たず、財政基盤が脆弱で、特別交付税を含めて国に財源を依存する割合の高い本市においては、財政運営等に影響することの懸念が払拭できないままである。

とりわけ本市においては、岩手宮城内陸地震と東日本大震災の 2 つの災害に見舞われた中、市民一丸となつての復興途上であり、財源を確保のうえ市民の生活再建を支えていかなければならない。

よって、国においては以下の事項について、十分な配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 普通交付税については、遅延なく支払いを行うこと
- 2 やむを得ず普通交付税の支払いが遅延する場合は、財政基盤の弱い自治体に対しては、財政運営に支障の出ないように、国の責任において万全の配慮を行うこと
- 3 仮に地方自治体が資金調達を市場から行う場合、金利負担等については、特別措置を行うなど、万全の対策を講じること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 21 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
総務大臣 殿
財務大臣 殿

除染対策の拡充を求める意見書

(側溝土砂対策)

福島第一原発事故に伴い、当市は国から汚染状況重点調査地域の指定を受け、除染実施計画に基づき除染作業に着手したところである。

しかしながら、除染実施対象区域の内外に関わらず、道路側溝には、国が処理を行うべき放射能濃度が 8,000 ベクレルを超える相当量の汚染土砂が、国から処理方法が提示されないことから堆積した状況にあり、市民から早期の対策を強く求められている。

については、国において側溝土砂等の最終処分までの道筋を示すとともに、処理経費に対する支援制度の創設を早期に図るよう要望する。

(減容化対策)

当市においては、農林業系を中心に大量の汚染廃棄物が発生しており、このうち牧草の一部については、焼却灰が既存の処分場で埋め立て処理できる範囲内で一般ごみとの混焼を行っている。

また、本年 4 月から牛に給与可能な飼料の暫定許容値が変更されたことに伴い、新たに利用できない牧草が大量に発生し、日常の生活空間に放置されているほか、稲わら、堆肥、しいたけほだ木など一時保管を進めている廃棄物についても処理方法が見えていない状況にある。

については、これらの汚染廃棄物の減容化と最終処分場の道筋を明らかにすること、及び処理費用について、国の責任で早急な対応を図るよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 21 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
環境大臣 殿
復興大臣 殿

牧草地に係る除染対策への支援を求める意見書

牧草地の除染が終了するまでに必要となる代替飼料の確保に万全を期すとともに、牧草地の早期除染のため、平成 24 年度東日本大震災農業生産対策交付金の予算額を拡大し、全ての除染が終了するまで予算措置を継続されるよう強く要望する。

理由

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、牧草に含まれる放射性物質が暫定許容値を超過し、公共牧場などで放牧が自粛されたことにより、農家では放牧できないことによる飼養管理作業の増加や、排泄物の処理にかかる費用の増加などが見込まれるとともに、飼育頭数の減少が懸念されている。

市内では除染が必要な牧草地の面積が約 3,100 ヘクタールとされ、牧草地が使用できない間必要となる代替飼料の確保や、数年かかる見込みである除染作業の工程を更に進める必要があるが、すべての除染が終了するまでの予算も確保されていない。

よって、国においては、牧草地の除染が終了するまでに必要となる代替飼料の確保に万全を期すとともに、牧草地の早期除染のため、平成 24 年度東日本大震災農業生産対策交付金の予算額を拡大し、全ての除染が終了するまで予算措置を継続されるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 21 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
農林水産大臣 殿
環境大臣 殿
復興大臣 殿

放射性物質汚染による食品の出荷制限・解除の区域の考え方の見直しに関する意見書

原発事故による被害に苦しむ市内生産者の一日も早い現状復帰と営農の安定を図るため、放射性物質汚染による食品の出荷制限・解除の区域の考え方を見直すよう強く要望する。

理由

今般の東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の影響を受け、当市産のしいたけや山菜などから国の基準値を超える放射性セシウムが検出されて以降、風評被害による取引価格下落や取引不調に加え、国の出荷制限指示によって多大なる影響を受けている。

岩手県としては、「県産食材等の安全確保方針」等に基づき、個別品目における放射性物質濃度の検査を実施し、安全・安心な農林水産物の供給に努めているところである。

しかしながら、現在の国の示す「検査結果、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」では、出荷制限の区域の設定条件が、県または市町村単位となっていることから、基準値を下回る生産者・地域であっても出荷することができず、生産をあきらめざるを得ない農家も出るなど、生産現場には大きな不安と混乱が生じている。

これまで、懸命の努力により、安全・安心な農林産物を消費者に供給してきた生産者こそ、その風評による被害も重なって、放射性物質により最も深刻な影響を受けている被害者である。生産者から見れば一方的で容赦なしと見える現在の出荷制限のあり方は、生産者視点に立ったものとはなっていない。

原発事故による被害に苦しむ市内の生産者の一日も早い現状復帰と営農の安定化を図ることは国の責務である。

よって、国においては、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 出荷制限・解除の区域の設定に当たっては、科学的根拠に基づいて旧市町村単位等での細分化した設定を認めるなど、地域の実態を踏まえた制度運用とすること
- 2 農林産物の栽培環境、生育期間、出荷適期等、生産実態や地域事情を踏まえた解除条件を認めること
- 3 風評被害を深刻に受け止め、生産・流通における生産者への支援を拡充すること
- 4 生産者の経営継続のための財政的支援の充実を図ること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 21 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣 殿
環境大臣 殿
復興大臣 殿

被災者二重ローン債務減免制度の運用の抜本的見直しを求める 意見書

東日本大震災の被災者を震災前の住宅ローン等の負担から解放することで、一人でも多くの被災者の生活再建を支援するため、現行制度の運用等の見直しを図るとともに、被災者二重ローン債務減免制度の創設など抜本的見直しを行うよう強く要望する。

貸し渋りが問題になっている金融機関への行政指導強化を求める。

理由

個人版私的整理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、東日本大震災の影響によって、住宅ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者について、債務の全部または一部を減免することを通じて、生活や事業の再建を支援し、被災地の復興・再活性化に資することを目的として策定された仕組みであり、運用当初は、自己破産などの法的整理に比べ、個人信用情報への登録を回避できることなど、手続きの早さや新たな融資が受けやすいことなど、被災者の再スタートに向けて多くのメリットが期待されていたが、たち遅れている。

当市においても、住宅団地が被災し、現在、復興交付金などを活用し、復興にあたっている。

新たな住宅建築を前に、被災者には、従来の住宅ローンの返済が大きな課題となっている。

このため、義援金等が震災前からの既往債務の返済に使われている実態が生じているという切実な現状を踏まえ、真の被災者救済と復興・再活性化を促すために、被災者二重ローン債務減免制度について、速やかに措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 21 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
復興大臣 殿

国際リニアコライダー（ILC）の誘致を求める意見書

日本国内において国際リニアコライダー（ILC）計画を実現し、世界の最先端技術の拠点の形成と産業集積を図り、新たな国際研究拠点を形成することにより、東日本大震災津波からの復興の象徴となるよう、東北への誘致を強く要望する。

理 由

国際リニアコライダー（ILC）は、素粒子・宇宙の研究に飛躍的発展をもたらすだけでなく、超伝導技術をはじめとする多くの先端技術の開発と実用化を促進し、さらに学術・教育・技術の集積する新たな国際研究拠点の形成につながるものである。

この計画を実現するためには、技術の産業波及、地質や環境などの調査、教育・医療・文化育成への利用、科学技術による外交など省庁横断による最先端科学技術への挑戦として位置づけて取り組まなければ成り立たないものである。

今年中には現在国際的な研究者チームによって進められている建設候補地の技術的設計が終了し、その後は最終的な候補地の決定に移行する見通しである。東日本大震災津波で被災した東北地方の真の復興と再生のためには、単に被災したエリアを元に戻すのではなく、新たな産業や雇用の創出につながる大規模なプロジェクトが不可欠である。

候補地の詳細な地質調査は、今後、国の予算により実施される予定であるが、先に岩手県と東北大学が実施した北上山地の地質調査の結果では、良質な花崗岩が連続した適地であることが判明したと伺っているところであり、当市においては既に啓発活動など様々な活動を展開しているところである。

よって、国においては、候補地を早期に北上山地に決定し、世界に向けて誘致活動を展開することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 21 日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿

文部科学大臣 殿
経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿
復興大臣 殿

一関市議会議員定数条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定により、一関市議会議員の定数は、30 人とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。
- 2 一関市、西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、同郡千厩町、同郡東山町、同郡室根村及び同郡川崎村の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書（平成 17 年一関市告示第 44 号、平成 17 年花泉町告示第 23 号、平成 17 年大東町告示第 21 号、平成 17 年千厩町告示第 20 号、平成 17 年東山町告示第 24 号の 2、平成 17 年室根村告示第 18 号、平成 17 年川崎村告示第 14 号）は、廃止する。

30人以下学級実現及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であることから、30人以下学級の実現及び義務教育費国庫負担制度拡充について、特段の配慮をされたい。

理由

昨年、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務標準法が国会において成立した。30年ぶりの学級編制標準の引き下げであり、国レベルでの少人数学級の推進に向けた取り組みが始まった。しかし、日本は、他のOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、今後とも、少人数学級の着実な推進が必要である。

子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法の精神であるが、教育予算について、GDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国の中で日本は最下位であることや、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫していることなどから、その拡充が必要である。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。こうした観点から、国においては、平成25年度の政府の予算編成において、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 少人数学級を引き続き推進すること。また、その具体的な学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること
- 2 教育の機会均等及び水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

岩手県一関市議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿